

意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」が、去る6月18日に閣議決定されました。

本憲章では、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針が示されています。概要は次のとおりです。

1. 基本理念

中小企業は国家の財産ともいべき存在である。少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす。

2. 基本原則

一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二. 起業を増やす

起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業を持つ多様な力を発揮し、多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

3. 行動指針

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援する。

二. 人材の育成・確保を支援する

魅力ある中小企業への就業や起業を促し、各学

校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。成長分野において中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。

五. 公正な市場環境を整える

大企業による代金の支払遅延・減額を防止する。国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、総合的に中小企業政策を進める。地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

結 び

起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

全文は、経済産業省、中小企業庁のホームページでご覧頂けます。